

大分大学医学部支援基金規程

令和3年3月4日制定

令和3年医学部規程第2-1号

(設置)

第1条 大分大学医学部（以下「本学部」という。）に、本学部が次世代に向けて発展し続けることを目指し、教育、研究、診療及び地域貢献を一層推進することを目的として、大分大学医学部支援基金（以下「支援基金」という。）を置く。

(事業)

第2条 支援基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 教育、研究及び診療の活動の支援事業
- (2) 教育、研究及び診療の環境の整備支援事業
- (3) その他支援基金の目的達成に必要な事業

(管理及び運用)

第3条 支援基金は、支援基金の目的に賛同して寄附された資金を寄附金として採納し、その管理は学長が行う。

- 2 前条各号に規定する事業を実施するための経費は、支援基金及びその支援基金から生じる果実をもって充てる。

(支援基金の経理)

第4条 支援基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 支援基金の受入れについては、この規程に定めるもののほか、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）の定めるところによる。

(委員会)

第5条 本学部に、支援基金の管理運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 支援基金の活動方針に関すること。
- (2) 支援基金の運用に関すること。
- (3) 支援基金の使途に関すること。
- (4) 支援基金への寄附者に対する謝意の表明及び顕彰に関すること。
- (5) その他支援基金の管理運営に関すること。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長

- (2) 病院長
- (3) 副学部長 若干人
- (4) 副病院長 若干人
- (5) 医学科長
- (6) 看護学科長
- (7) 先進医療科学科長
- (8) 医学科の同窓会長
- (9) 看護学科の同窓会長
- (10) その他学部長が必要と認める者

- 2 前項第3号、第4号及び第10号の委員は、学部長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会に副委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 6 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ副委員長がその職務を代行する。
- 7 第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 第2項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の議事の特例)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員会の代理出席)

第10条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 支援基金に関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、支援基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月4日から施行する。

附 則 (令和5年医学部規程第2-1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。